

◆ 第4次三豊市男女共同参画プラン施策の具体的取組状況一覧(施策体系別:令和5年度実績)

【評価段階】◎…達成(非常に良い) ○…達成 △…改善したが目標には届かなかった ×…未達成

No	基本目標		基本施策		施策の方向		取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課
									具体的内容	具体的目標値	実施状況 (4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値	
1	I	人権の尊重	1	誰もが人権を尊重する社会の実現	(1)	人権を尊重する意識づくり	ア	人権に配慮した広報・啓発の推進	(ア)女性の人権に配慮した表現を意識するとともに、男性に対しても不平等感のない内容及び表現を推進していく。	(ア)随時	○	(ア)女性に対する偏向的な内容になっていないか、全庁をとおして男女共同参画の視点に立った表現を意識づけた。	(ア)女性の人権に配慮した表現を意識するとともに、男性に対しても不平等感のない内容及び表現を推進していく。	(ア)随時	全庁各課
									(ア)掲載内容については、随時チェックを実施。	(ア)ー	○	(ア)ホームページ・広報紙などの掲載内容については、人権に配慮した表現ができていないか、男女の役割分担意識を平等に表現できているかなど、原稿から校正まで課内の編集会議でチェックしている。	(ア)掲載内容については、女性の人権に配慮した表現になっているかなど、随時チェックを実施。	(ア)ー	秘書課
									(イ)人権・同和問題講演会の実施など、広報・啓発活動を推進します。	(イ)参加者数 600人	○	(イ)人権・同和問題講演会を8月22日に実施した。参加者は575人であり、令和5年度目標値をほぼ達成したと言える人が参加した。	(イ)人権・同和問題講演会を実施する。	(イ)参加者数 600人	人権課
2	I	人権の尊重	1	誰もが人権を尊重する社会の実現	(1)	人権を尊重する意識づくり	イ	各種メディアにおける人権尊重への取組	(ア)自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施する。ホームページ以外の媒体を活用しての啓発活動を検討する。	(ア)差別書き込みの監視回数 月2回以上	○	(ア)自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施した。	(ア)自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施する。ホームページ以外の媒体を活用しての啓発活動を検討する。	(ア)差別書き込みの監視回数 月2回以上	人権課
								(ア)インターネットにおける自治体合同による差別書き込み監視に取り組むとともに、人権尊重に向けた啓発を推進します。	(イ)学校教育において、授業や講演会、研修会を通じて、児童・生徒のメディアリテラシーや情報モラルの育成を図ります。	(イ)月2回以上	○	(ア)人権課が他市町と連携して実施した。	(ア)ネット上で差別書き込みを発見すれば、人権課を通してプロバイダーに対し削除要請を行う。	(ア)随時	学校教育課
								(ウ)少年育成センターを中心に、学校、家庭、地域と連携し「白ポスト」の活用により、性に関する有害環境浄化活動を推進します。	(イ)メディアリテラシーや情報モラルの育成のための授業や講演会、研修会を実施する。	(イ)年2回以上	○	(イ)小中学校におけるメディアリテラシー等に関する授業については、道徳や技術等の授業で扱っている。	(イ)道徳等他教科での取扱方について教員からの相談があれば、人権教育指導員が助言指導を行う。	(イ)年2回以上	
									(ウ)少年育成センターを中心に、学校、家庭、地域と連携し「白ポスト」の活用により、性に関する有害環境浄化活動を推進する。	(ウ)有害環境浄化活動 月1回	○	(ウ)令和5年度は1,383回の回収状況である。毎月、地区別に回収し、処分を続けている。	(ウ)旧7町ごとに環境浄化活動として、有害図書・ビデオ・DVD等を毎月、市内17か所に設置してある「白ポスト」から回収し、処分する。	(ウ)月1回	生涯学習課
3	I	人権の尊重	1	誰もが人権を尊重する社会の実現	(1)	人権を尊重する意識づくり	ウ	相談業務の推進	(ア)人権擁護委員による相談事業や広報活動をはじめ、民生委員・児童委員の相談業務などを推進します。	(ア)相談事業 月1回 広報掲載 1回以上	◎	(ア)毎月、市内数か所の本庁及び各支所、市内施設において、人権擁護委員による人権相談を実施し、広報等で周知を行った。	(ア)人権擁護委員の人権相談の継続的な実施及び相談者への紹介を行う。	(ア)相談事業 月1回 広報掲載 1回以上	人権課
									(ア)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。		○	(ア)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施した。	(ア)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。	(ア)月1回	福祉課
4	I	人権の尊重	1	誰もが人権を尊重する社会の実現	(2)	性の多様性に対する理解の普及	ア	性の多様性に関する理解の普及	(ア)様々なマイノリティを含む多様な人材を積極的に活用する市のダイバーシティ対策について、市の広報紙やホームページ等を活用して周知します。	(ア)広報、ホームページ掲載 2回以上	○	(ア)広報6月号やホームページ等に記事を掲載した。	(ア)さまざまなマイノリティを含む多様な人材を積極的に活用できるよう、市民に広報やホームページ等で周知する。	(ア)広報、ホームページ掲載 2回以上	人権課
								(イ)当事者団体を交えた研修会や座談会を実施し、庁内における性の多様性についての理解を促進します。	(イ)当事者団体を交えた研修会・座談会の実施。	1回以上	○	(イ)当事者を講師に迎えた三豊市職員研修会を実施した。	(イ)当事者団体を交えた研修会・座談会の実施。	1回以上	
								(ウ)「LGBTQ啓発講演会」の開催をはじめ、市の広報紙やホームページ、ポスター等を活用した情報の提供に努め、性の多様性についての理解を促進するとともに、アライの人数を増やします。	(ウ)LGBTQ啓発講演会の実施。	1回	○	(ウ)鈴木賢明治大学教授を講師に迎え、「多様な性という現実と社会の溝ー日本と台湾の動向に即してー」と題した講演会を実施した。	(ウ)LGBTQ啓発講演会の実施。	1回	
5	I	人権の尊重	2	あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1)	あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	ア	若年層に向けた啓発活動の推進	(ア)市の広報紙やホームページを活用して、若年層の「性暴力被害予防月間(4月)」等の周知や相談窓口の紹介を行い、意識啓発を図ります。	(ア)広報4月号に掲載 ホームページ更新 1回	○	(ア)若年層の性暴力被害予防月間である4月の広報紙に関連記事掲載するとともにホームページで内容や相談窓口を周知した。	(ア)若年層の性暴力被害予防月間に合わせて、内容の周知や相談窓口をホームページ等に掲載し、意識啓発を図る。	(ア)広報4月号に掲載 ホームページ更新 1回	人権課
								(イ)児童・生徒がSNS等に惑わされることなく、保健体育科や道徳科、学活等の授業で性に対する適切な態度や行動を育成するとともに、関係機関と連携した啓発活動を推進します。	(イ)保健体育科や道徳科、学活等の授業において、児童生徒が性に対する正しい知識を身につけ、適切な態度や行動する力を育成するための学習を行う。関係機関と連携し、啓発活動を実施する。	(イ)年2回以上	○	(イ)学校の実態に応じて、保健体育や道徳、学活等の授業を活用し、性に対する適切な態度や行動に対する意識を高めることができた。	(イ)児童・生徒が授業で正しい知識を身に付け、SNSに惑わされことなく適切な行動を取ることができるよう、関係機関と連携した啓発活動を推進する。	(イ)年2回以上	学校教育課

№	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課
						具体的内容	具体的目標値	実施状況 (4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値	
11	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	キ 児童虐待の予防と早期発見・対応に向けた取組	(ア)「三豊市児童対策協議会」を中心に、要保護児童及び家庭への適切な支援を実施します。また住民や関係機関からの情報提供を基に、虐待の早期発見や早期対応に努め、安全の確保を優先した迅速な対応に努めます。 (イ)「児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)」を通じて、関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見、予防に努めます。	(ア)要保護児童及び家庭への適切な支援を実施する。また、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携しながら、安全の確保を優先した対応に努める。 (イ)「児童対策協議会(代表者会議・実務者会議・ケース会議)」を通じて、関係機関と情報を共有し、随時情報交換をしながら、それぞれの役割分担による適切な支援を行った。三豊警察署とは協定を締結しており、相互連携の強化を図った。第2回実務者会議の際に、ケース検討会を取り入れ、困難事例に対して、委員から多様なアドバイスをもらうことができた。この他表面化しづらいケースについて、地域連携室よりアドバイスをもらい、表面化しやすいような支援に切り替え、現在も遂行している。	随時	○	(ア)児童対策協議会(代表者会議年1回、実務者会議年3回・ケース会議年40回開催)において、要保護児童への支援や対応について協議を行った。住民や関係機関からの通報や情報提供を基に、早期発見・早期対応に努めた。 (イ)児童対策協議会(代表者会議・実務者会議・ケース会議)を通じて、関係機関と情報を共有し、随時情報交換をしながら、それぞれの役割分担による適切な支援を行った。三豊警察署とは協定を締結しており、相互連携の強化を図った。第2回実務者会議の際に、ケース検討会を取り入れ、困難事例に対して、委員から多様なアドバイスをもらうことができた。この他表面化しづらいケースについて、地域連携室よりアドバイスをもらい、表面化しやすいような支援に切り替え、現在も遂行している。	(ア)要保護児童及び家庭への適切な支援を実施する。また、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携しながら、安全の確保を優先した対応に努める。 (イ)「児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)」の実施方法について、地域連携室にアドバイスをもらい、ケースの理解を深め、支援を強化していく。	随時	子育て支援課
12	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(2) きめ細かな被害者支援体制の整備	ア 相談支援体制の周知	(ア)市の広報紙やホームページを活用して「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～25日)」や「女性の権利ホットライン強化週間」などの人権110番「DV等の相談窓口」等の周知をします。	(ア)「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～25日)」や「女性の権利ホットライン強化週間」について周知する。 (ア)広報、ホームページに掲載 2回以上	—	○	(ア)広報6月、11月号に掲載するとともに、ホームページで国や県の相談窓口の周知を行った。 (ア)三豊市相談ダイヤルや各種相談窓口の周知を行う。	(ア)「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～25日)」や「女性の権利ホットライン強化週間」について周知する。 (ア)広報、ホームページに掲載 2回以上	—	子育て支援課
13	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(2) きめ細かな被害者支援体制の整備	イ 相談支援体制の充実	(ア)三豊市相談ダイヤルでの電話相談を実施するとともに、市、県、警察機関、警察、自治会等関係機関と連携し、ケースに応じた迅速で適切な対応を図ります。 (イ)香川県子ども女性相談センターと連携し、配偶者暴力相談支援センターでの援助や支援につなげます。	(ア)三豊市相談ダイヤルでの電話相談を継続して実施するとともに、関係機関が連携し、適切な対応を図る。 (イ)香川県子ども女性相談センターと連携し、今後の援助方法を検討し支援につなげる。	随時	○	(ア)三豊市相談ダイヤルを設け、児童家庭・女性相談員による相談を行った。相談者への助言、面談等、本人の意向を確認しながら、継続的な支援・対応を行った。相談電話を従来の固定電話から、携帯に変更したことにより、事務所以外の場所でも迅速に対応できるようになった。 (イ)相談内容により、香川県子ども女性相談センター等と連携し、相談者を支援した。	(ア)三豊市相談ダイヤルでの電話相談を継続して実施するとともに、関係機関が連携し、適切な対応を図る。 (イ)香川県子ども女性相談センターと連携し、今後の援助方法を検討し支援につなげる。	随時	子育て支援課
14	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(3) ハラスメント防止対策の推進	ア 各種ハラスメントの防止に向けた取組	(ア)国や県等からの情報を市の広報紙やホームページで積極的に発信し、市内の企業におけるハラスメントを禁止する規定の整備を促進します。 (イ)各種ハラスメントに対する理解を深めるとともに、ハラスメント防止対策を図るため、市職員を対象とした研修を実施します。 (ウ)市の広報紙やホームページを活用して、各種ハラスメントについて周知します。	(ア)国、県等からの情報をHP上等で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)職員の各種ハラスメントに対する認識と理解を深めるとともに、ハラスメントの発生を防止するために、職員研修を実施する。 (ウ)各種ハラスメントについて広報紙、ホームページに掲載する。	(ア)1回以上 ○ ○	○ ○	(ア)国、県等からの情報をHP上等で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)課長級以上を対象とした、ハラスメント防止のための職員研修を実施。(57人中45人受講・受講率79%) (ウ)ハラスメントについてホームページに掲載している。	(ア)国、県等からの情報をHP上等で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)職員の各種ハラスメントに対する認識と理解を深めるとともに、ハラスメントの発生を防止するために、職員研修を実施する。 (ウ)広報、ホームページに掲載 1回以上	○ ○	産業政策課 人事課 人権課
15	II 意識の改革	3 男女共同参画の意識づくり	(1) 啓発活動と情報提供の充実	ア 広報・啓発活動の推進	(ア)セミナー、成人式等の開催時や市の窓口など、あらゆる機会や場所を活用して、男女共同参画プランの冊子、リーフレット等を配布します。 (イ)経営者向けセミナーをはじめ、講演会や講座など、市民、事業所向けの研修の充実を図ります。 (ウ)市の広報紙やセミナー等を活用して、家庭、地域、職場における固定的な性別役割分担の見直しに向けた啓発を推進します。 (エ)市の広報紙やホームページをはじめ、市内の公共施設の展示スペース等の活用により「男女共同参画週間」を周知し、男女共同参画意識の向上を図ります。	(ア)セミナー・成人式等の開催時や窓口にて、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布する。 (イ)経営者向け女性活躍推進セミナーを開催する。 (ウ)広報紙、女性躍進推進セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行う。 (エ)広報紙やホームページで週間の概要を周知し、男女共同参画への意識の向上を図る。また、図書館と共催し企画展を行う。	(ア)配布数 1,000枚 (イ)1回 (ウ)1回以上 (エ)1回 △	△	(ア)二十歳の集いにおいては紙での配布を一切取りやめたため、配布数の目標値には届かなかった。しかし、ホームページに生涯学習課から二十歳を迎えた人に向けたお知らせページがあり、そこに男女共同参画プラン概要版を掲載してもらった。 一方、セミナー開催時や窓口においては、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布した。 (イ)小崎弘弘大阪教育大学教授を講師に迎え、「ワークライフバランス ～これからの時代の男性の生き方～」と題した経営者向け女性活躍推進セミナーを開催した。 (ウ)広報紙、女性躍進推進セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行った。 (エ)広報紙やホームページで週間の概要を周知した。また、6月に図書館と共催し「男女共同参画企画展」を行った。	(ア)セミナー等の開催時や窓口にて、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布する。 (イ)経営者向け女性活躍推進セミナーを開催する。 (ウ)広報紙、女性躍進推進セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行う。 (エ)広報紙やホームページで週間の概要を周知し、男女共同参画への意識の向上を図る。また、図書館と共催し企画展を行う。	(ア)配布数 100枚 (イ)1回 (ウ)1回以上 (エ)1回 △	人権課

No.	基本目標		基本施策		施策の方向		取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課				
									具体的内容	具体的目標値	実施状況 (4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値					
16	Ⅱ	意識の改革	3	男女共同参画の意識づくり	(1)	啓発活動と情報提供の充実	イ	市民団体等への支援	(ア)三豊市男女共同参画推進・性の多様性に関する啓発活動補助金の交付を行う。	(ア)2団体	◎	(ア)三豊市男女共同参画推進・性の多様性に関する啓発活動補助金を2団体にを行った。また、三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議への補助金交付及び活動支援を行った。	(ア)三豊市男女共同参画推進・性の多様性に関する啓発活動補助金は令和5年度で終了したが、男女共同参画事業を推進することを目的として、三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議への補助金交付及び活動支援を引き続き行う。	(ア)1団体	人権課				
17	Ⅱ	意識の改革	3	男女共同参画の意識づくり	(1)	啓発活動と情報提供の充実	ウ	情報の提供・発信の充実	(ア)国や県等の情報について、広報紙やホームページで周知する。 (イ)広報紙やホームページの男女共同参画コーナーを充実し、国や県などのパンフレット等を配布することで、市民へ情報発信する。 (ウ)三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議の事業や加入団体が開催するイベント等の情報発信を支援します。 (エ)男女共同参画に関するDVDや資料等を収集し、啓発に努める。 (エ)男女共同参画に関する図書資料充実を図るため、配架状況を確認しながら選書・購入に努める。	(ア)2回以上 (イ)3回以上 (ウ)2回以上 (エ)1回以上	△	(ア)国や県等の情報について、広報紙やホームページで周知した。 (イ)広報紙の「目指せ男女共同参画社会(No.93～98)」の掲載、ホームページにて各種情報提供を行った。また、国や県などのパンフレット等を配布した。 (ウ)加入団体等のイベントは、コロナ禍前に戻っておらず、周知することができなかった。 (エ)男女共同参画に関する資料等を収集し、啓発に努めた。	(ア)国や県等の情報について、広報紙やホームページで周知する。 (イ)広報紙やホームページの男女共同参画コーナーを充実し、国や県などのパンフレット等を配布することで、市民へ情報発信する。 (ウ)三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体等のイベント等についての情報を収集し周知する。 (エ)男女共同参画に関するDVDや資料等を収集し、啓発に努める。	(ア)2回以上 (イ)3回以上 (ウ)1回以上 (エ)1回以上	◎	(エ)図書資料(一般書・児童書あわせて53冊)を購入し、市内6館1室に配架。	(エ)男女共同参画に関する図書資料充実を図るため、配架状況を確認しながら選書・購入に努める。	(エ)30冊程度	生涯学習課
18	Ⅱ	意識の改革	3	男女共同参画の意識づくり	(2)	若い世代の心を大切にした男女共同参画の推進	ア	地域の大学と連携した男女共同参画の推進	(ア)地域の大学と「インターンシップ研修生派遣協定書」を締結し、大学の先生による放課後児童クラブ支援員向けの研修を行います。大学への働き掛けを推進し、その研修に、一人でも多くの学生に参加してもらうよう努めます。	(ア)四国学院大学とのインターンシップ協定の締結を見直す協議を行い、インターンシップを問わす、幅広い活動方法の受け皿として参加できる施策を講じる。	—	○	(ア)大学の教授2名による放課後児童クラブ支援員向けの研修を計4回実施。研修には学生も参加し、支援員と学生が交流を持つことができた。	(ア)令和6年度から研修という形ではなく、実際に地域の大学の学生を放課後児童クラブの支援員として任用し、将来のビジョンについて考える機会としてもらう。また、放課後児童クラブ支援員不足の解消にもつなげる。	(ア)学生の放課後児童支援員任用数4人	子育て支援課			
19	Ⅱ	意識の改革	3	男女共同参画の意識づくり	(2)	若い世代の心を大切にした男女共同参画の推進	イ	家庭での男女共同参画意識の向上	(ア)子ども「家庭での手伝い」の大切さを保護者に周知し、家庭での仕事を大人と一緒にできるよう促進します。 (イ)保育所や保護者会等で人権意識を啓発する講演会や研修会を実施するとともに「協働子育て」を呼びかけます。 (ウ)学校だより等で保護者に男女共同参画意識を啓発します。また保護者の個性や能力を生かしたPTA活動の実施に努めます。	(ア)教育方針の中で「手伝い」の大切さを保護者に継続的に伝え、生活調べなどを通して、家庭で一緒にできるような工夫をする。 (イ)保育所、保護者会等で人権意識等啓発のための講演会や研修会を実施するとともに、協働子育てを呼びかける。 (ウ)学校で取り組んだ内容を学校だより等で発信し、保護者啓発につなげる。 個性や能力を生かしたPTA活動を実施する。	(ア)保護者への啓発⇒年1回以上 (イ)講演会や研修会の開催⇒年1回以上 (ウ)年2回以上	○	(ア)生活調べの実施が「手伝い」の実施や保護者への啓発にもつながっており、継続して取り組むたい。 (イ)各保育所で年1回は所内研修として人権研修会を実施しており、職員に対する人権意識の向上に努めた。 (ウ)夏季休業、冬季休業を活用し、児童生徒に家庭での手伝いを周知し、取り組むことができた。 取り組んだ内容については、各学校でお便り等を通じて発信した。	(ア)教育方針の中で「手伝い」の大切さを保護者に継続的に伝え、生活調べなどを通して、家庭で一緒にできるような工夫をする。 (イ)保育所、保護者会等で人権意識等啓発のための講演会や研修会を実施するとともに、協働子育てを呼びかける。 (ウ)家庭での仕事の大切さを保護者に周知し、家庭での仕事を大人と一緒にできるよう推進する。	(ア)保護者への啓発⇒年1回以上 (イ)講演会や研修会の開催⇒年1回以上 (ウ)年1回以上	○	(ア)保護者への啓発⇒年1回以上 (イ)講演会や研修会の開催⇒年1回以上 (ウ)年1回以上	保育幼稚園課 学校教育課	

No.	基本目標		基本施策		施策の方向		取組名		取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
							No.			具体的内容	具体的目標値	実施状況 (4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
20	Ⅱ	意識の改革	4	自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(1)	教育・保育の場における男女共同参画の推進	ア	男女平等の視点に立った教育・保育の推進	(ア)保育士等が男女共同参画意識をテーマとした紙芝居を教材として活用するなど、日常生活や保育の中で、児童に対する男女の固定観念にこだわらない指導に取り組みます。	(ア)保育士自身が意識をもち、男女共同参画意識をテーマとした紙芝居を活用し、保護者や子どもたちへ男女共同参画に関する意識の向上に努めた。	(ア)紙芝居の活用⇒年1回以上	(ウ)－	○	(ア)普段の保育時や保護者参観時において、紙芝居を活用し、保護者や子どもたちへ男女共同参画に関する意識の向上に努めた。	(ウ)保育士自らが、「男の子だから」、「女の子だから」といった固定概念にとらわれない保育を目指し、子どもの思いを最優先した保育に努めた。	(ア)保育士自身が意識をもち、男女共同参画意識をテーマとした紙芝居を活用した保育を実施する。	(ウ)日常生活や保育の中で、男の子だからとか女の子だからという固定概念を払拭し、遊びや活動のグループ分け、ボール等の色の選択など個人の思いを最優先した保育を行う。	(ア)紙芝居の活用⇒年1回以上	(ウ)－	○	(イ)職場体験や県の事業を通して、自分の目標や自分らしい生き方について考えることができた。	(ウ)学級担任や学校図書館司書が男女共同参画に係る図書を選定し、児童生徒に広げることができた。	(エ)男女がともに協力して児童会・生徒会活動を進推することができた。	(オ)修学旅行や職場体験の事前学習として、学級担任と学校図書館司書が連携し、キャリア教育に関連する図書を使って授業をしたり、図書教材の選定を行った。	(カ)各学校では、家庭科の授業を通して、衣食住、保育等について学び、家庭や地域の一員としての意識を高めることができた。また、長期休業中に家族の一員として取り組むことを決め、実践することができた。	(イ)道徳や学活、総合的な学習の時間等において、発達段階に応じたキャリア教育を実施する。	(ウ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(エ)児童生徒が主体となり、男女がともに協力して取り組む学校行事や児童会・生徒会活動を実施する。	(オ)学級担任や図書担当職員、学校図書館司書が男女共同参画に係る図書教材の選定を行う。	(カ)家庭科の授業を通し、衣食住、保育等について学び、家庭・地域の一員としての意識の向上と実践力を育成する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	保育幼稚園課	学校教育課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
									(イ)社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることを目指すキャリア教育を推進します。	(イ)道徳や学活、総合的な学習の時間等において、発達段階に応じたキャリア教育を実施する。	(ウ)教育・保育の場において、男女共同参画の視点に立った環境を整備します。	(ウ)委員会や係活動、学校行事において、男女平等の視点に立った役割分担を行い、協力して取り組む体制を整える。	(エ)児童生徒が主体となり、男女がともに協力して取り組む学校行事や児童会・生徒会活動を実施する。	(オ)学級担任や図書担当職員、学校図書館司書が男女共同参画に係る図書教材の選定を行う。	(カ)家庭科の授業等で、家庭や地域の一員として、進んで行う意欲や実践力を育成します。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年3回以上	(ウ)年間を通して実施	(エ)年3回以上	(オ)年間を通して実施	(カ)年1回以上	○	(イ)男女共同参画意識を高める

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名		取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課	
				No.			具体的内容	具体的目標値	実施状況 (4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値		
25	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(1) 政策・方針決定過程における女性活躍の促進	ア	政策・方針決定過程への女性参画の推進	(ア)各種審議会等への女性委員登用を各課へ呼びかけるとともに女性委員比率を広報紙で公表する。 (イ)「市民に開かれた議会」を目指し、市の議会だよりやホームページ、インターネットフイブ中継等の媒体で啓発活動を推進します。 (ウ)選挙に関して、常時啓発及び選挙時啓発を通じて、選挙に関する知識、関心を高め、投票を促進します。	(ア)各種審議会等への女性委員登用への各課への呼びかけを行う。	(ア)随時	○	(ア)女性委員を増員するよう審議会等に委員登用の呼びかけを実施した。	(ア)各種審議会等への女性委員登用への各課への呼びかけを行う。	(ア)随時	全庁各課	
							(ア)各種審議会等への女性委員登用を各課へ呼びかけるとともに女性委員比率を広報紙で公表する。	(ア)審議会等の女性委員の割合30%	△	(ア)女性委員比率は広報みとよ2月号で公表したが、割合は目標値を達成できなかった(令和5年4月1日現在の比率:26.6%)。	(ア)各種審議会等への女性委員登用を各課へ呼びかけるとともに女性委員比率を広報紙で公表する。	(ア)審議会等の女性委員の割合30%	人権課	
							(イ)本会議、予算・決算特別委員会、常任委員会(付託案件のみ)のインターネット映像配信(ライブ録画)を行う。	(イ)配信割合100%	○	(イ)全市民を対象に、さまざまな媒体を利用した情報発信など啓発活動を行い、「市民に開かれた議会」となるよう推進した。 ・議会だよりを5回発行 ・会議録、政務活動費等をHPに掲載 ・本会議、特別委員会、付託常任委員会の映像配信 ・オンライン議会報告会の開催	(イ)本会議、予算・決算特別委員会、常任委員会(付託案件のみ)のインターネット映像配信(ライブ録画)を行う。	(イ)配信割合100%	議会事務局	
							(ウ)①小中学校の生徒会選挙での投票箱等の貸出し。 ②高等専門学校での選挙啓発出前授業の実施。 ③明るい選挙啓発ポスター募集。	(ウ)①投票箱の貸出し:4件 ②出前授業:1件 ③ポスター応募:300人	○	(ウ)①投票箱の貸出:3件 ②出前授業:2件 ③ポスター応募300人 おおむね目標を達成できた。	(ウ)①小中学校の生徒会選挙での投票箱等の貸出し。 ②高等専門学校での選挙啓発出前授業の実施。 ③明るい選挙啓発ポスター募集。	(ウ)①投票箱の貸出し:5件 ②出前授業:3件 ③ポスター応募:300人	総務課	
26	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(1) 政策・方針決定過程における女性活躍の促進	イ	行政機関における女性参画の推進	(ア)職員に対する休暇や育児休業、時差出勤、在宅勤務等の制度を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。 (イ)全職員を対象に企画、立案能力やコミュニケーション能力の向上、ハラスメント防止等の研修を実施し、能力、資質向上を図ります。 (ウ)講演会やセミナー等、国や県等が実施する事業について庁内で周知し、参加を促進します。 (エ)人材育成研修等を通じて女性職員の管理職に対する意識改革を図り、管理職登用につなげます。 (オ)政策的重点施策セクションに若手女性職員を配置し、性別にとらわれない意見や提言による住みやすいまちづくりを推進します。	(ア)職員に対する休暇や育児休業、時差出勤、在宅勤務等の制度を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。	(ア)ワーク・ライフ・バランス向上のため、各種休暇や育児休業等の取得促進を図る。また、多様な働き方の実現のため、引き続き時差出勤、在宅勤務等の制度を継続する。	○	(ア)ワーク・ライフ・バランスや、多様な働き方を実現するため、計画年休の取得や夏季休暇の取得等を推進するため、職員周知を実施した。 (オ)政策部における副主任級以下の女性職員配置→R5.4.1時点:政策部6人/31人(副主任級以下4人)	(ア)ワーク・ライフ・バランスや、多様な働き方を実現するため、各種休暇や育児休業等の取得促進を図る。また、多様な働き方の実現のため、引き続き時差出勤、在宅勤務等の制度を継続する。	(ア)ワーク・ライフ・バランスや、多様な働き方を実現するため、各種休暇や育児休業等の取得促進を図る。また、多様な働き方の実現のため、引き続き時差出勤、在宅勤務等の制度を継続する。	(ア)ワーク・ライフ・バランスや、多様な働き方を実現するため、各種休暇や育児休業等の取得促進を図る。また、多様な働き方の実現のため、引き続き時差出勤、在宅勤務等の制度を継続する。	人事課
							(ウ)2回以上	○	(ウ)対象となる関係課職員に周知した。	(ウ)国や県等が実施する事業について庁内で周知する。	(ウ)2回以上	人権課		
							(ウ)2回以上	○	(ウ)対象となる関係課職員に周知した。	(ウ)国や県等が実施する事業について庁内で周知する。	(ウ)2回以上	人権課		
							(ウ)2回以上	○	(ウ)対象となる関係課職員に周知した。	(ウ)国や県等が実施する事業について庁内で周知する。	(ウ)2回以上	人権課		
27	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(2) 誰もが能力を発揮できる機会の拡充	ア	女性の活躍促進に向けた取組	(ア)国や県等からの情報を市の広報紙やホームページで紹介し、企業や団体における女性の参画を促進するとともに、性別にとらわれない管理職や役員の育成を促進します。 (イ)内閣府男女共同参画局や厚生労働省の女性の活躍推進法特集ページ等を周知し、ポジティブ・アクションの更なる浸透を図ります。 (ウ)賃金格差の是正や「パートタイム・有期雇用労働法」に基づく待遇の改善などについてセミナー等を開催し、経営者層の意識改革を図ります。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。	○	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。	(ア)1回以上	産業政策課	
							(イ)2回以上	○	(イ)内閣府男女共同参画局及び厚生労働省女性の活躍推進法特集ページについて、ホームページ等で紹介した。	(イ)内閣府男女共同参画局、厚生労働省女性の活躍推進法特集ページ等をホームページで紹介する。	(イ)2回以上	人権課		
							(ウ)1回以上	○	(ウ)働き方改革をテーマに男女の役割分担についてセミナーを行った。	(ウ)セミナー等を開催し、待遇改善の意識改革を図る。	(ウ)1回以上	人権課		
							(ウ)1回以上	○	(ウ)働き方改革をテーマに男女の役割分担についてセミナーを行った。	(ウ)セミナー等を開催し、待遇改善の意識改革を図る。	(ウ)1回以上	人権課		
28	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(2) 誰もが能力を発揮できる機会の拡充	イ	地域で働く女性のネットワークづくり	(ア)事業者交流会やヒアリングを開催し、女性事業者の意見を聞き取るとともに、地域で働く女性のネットワークづくりにつなげます。	(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かす。	(ア)1回以上	○	(ア)観光交流局と連携した事業者交流会において、女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かした。	(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かす。	(ア)1回以上	産業政策課	
							(ア)国勢調査結果や農林業センサスデータ等を活用し、農林水産業や商工自営業等で行う女性の実態を調査することにより、現状を分析し課題を整理します。	(ア)1回以上	○	(ア)国勢調査や経済センサスの結果を分析し、男女間で就業率の差が顕著な業種等の把握に努めた。	(ア)各種統計調査の結果を分析し課題を整理すること、産業振興施策に生かす。	(ア)1回以上	産業政策課	
29	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	ア	農林水産業・商工自営業等における実態調査	(ア)国勢調査結果や農林業センサスデータ等を活用し、農林水産業や商工自営業等で行う女性の実態を調査することにより、現状を分析し課題を整理します。	(ア)データ等を活用して、女性の現状分析を行い、参画促進を図る。	(ア)ー	○	(ア)農林業センサスデータで把握した。	(ア)データ等を活用して、女性の現状分析を行い、参画促進を図る。	(ア)随時	農林水産課	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名		取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課
				No.			具体的内容	具体的目標値	実施状況 (4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値	
30	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	イ	男女共同参画に関する学習機会の提供	(ア)国や県等からの男女共同参画に関する情報を市の広報紙やホームページで発信し、周知します。 (イ)男女共同参画に関する各種研修会や講習会への幅広い層への参加を促進します。 (ウ)各種リーダー研修会や講習会への参加を呼び掛け、農山漁村女性リーダーの育成に努めます。 (エ)進捗女性部が結成されている漁協に、女性が主となる行事への参加を呼び掛けます。	(ア・イ)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図り、各種研修会や講習会への参加を促進する。	(ア・イ)1回以上	○	(ア・イ)よろず支援拠点や商工会による経営相談窓口等を通じ、男女共同参画に関する各種研修会や講習会への参加を促した。	(ア・イ)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図り、各種研修会や講習会への参加を促進する。	(ア・イ)1回以上	産業政策課
						(ア)各種リーダー研修会や講習会への参加を呼び掛け、農山漁村女性リーダーの育成を図る。 (イ)女性参画や情報交換を促進し、女性リーダーの育成を図る。 (ウ)高齢化により活動していない。	(ア・イ・ウ)女性の参画や情報交換を促進し、女性リーダーの育成を図る。 (エ)高齢化により活動していない。	(ア・イ・ウ)エ	○	(ア・イ・ウ)R5.8.26農村女性等リーダー研修会に参加した。	(ア・イ・ウ)女性の参画や情報交換を促進し、女性リーダーの育成を図る。 (エ)高齢化により活動していない。	(ア・イ・ウ)随時	農林水産課
31	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	ウ	方針決定や経営への女性参画の推進	(ア)よろず支援拠点や商工会による経営相談窓口を市のホームページで周知するとともに、国や県等の啓発ちらしを配布します。 (イ)家族経営協定締結の推進を図り、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。 (ウ)「アグリレディンボジウム」などの各種研修会や講習会、農業女子交流会などの各種交流会への参加を呼び掛けます。 (エ)「人・農地プラン検討会」への女性委員の起用を促進します。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)家族経営協定締結の推進を図り、男女が共に働きやすい環境づくりを推進する。 (ウ)地域で受け継がれる郷土料理や特産食材の普及を図る。	(ア)1回以上	○	(ア)よろず支援拠点や商工会による経営相談窓口の関係記事を市HP上で掲載するとともに、関係チラシを配布した。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)家族経営協定締結の推進を図り、男女が共に働きやすい環境づくりを推進する。 (ウ)「アグリレディンボジウム」などの各種研修会や講習会、農業女子交流会などの各種交流会への参加を呼び掛ける。 (エ)法改正により、検討会はなくなくなった。	(ア)1回以上	産業政策課
						(イ)家族経営協定締結の推進を図り、男女が共に働きやすい環境づくりを推進する。 (ウ)「アグリレディンボジウム」などの各種研修会や講習会、農業女子交流会などの各種交流会への参加を呼び掛ける。 (エ)「人・農地プラン検討会」に女性委員を3名起用した。	(イ・ウ・エ)女性の参画や情報交換を促進し、女性リーダーの育成を図る。 (エ)「人・農地プラン検討会」に女性委員を3名起用した。	(イ・ウ)エ	○	(ウ)R5.6.26農村女性等リーダー研修会に参加した。 (エ)「人・農地プラン検討会」に女性委員を3名起用した。	(ウ)「アグリレディンボジウム」などの各種研修会や講習会、農業女子交流会などの各種交流会への参加を呼び掛ける。 (エ)法改正により、検討会はなくなくなった。	(イ・ウ)随時	農林水産課
32	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	エ	女性が活動しやすい環境づくり	(ア)生活研究に関するグループの活動を支援するとともに、女性起業グループの県内外での広域交流を促進します。 (イ)担い手の取組が広く展開されるよう促進するとともに、新規就農者のほか兼業農家や定年帰農者、農業女子なども含めた多様な担い手の確保、育成に努めます。 (ウ)小学校や地域の行事で郷土料理やものづくりなどの技術の伝承を図ります。	(ア)多様な担い手の育成のため、あらゆる支援策を図る。 (イ)地域で受け継がれる郷土料理や特産食材の普及を図る。	(ア・イ)エ	○	(ア)生活研究グループの活動支援を行った。 (イ)就農相談を実施した。 (ウ)市内5小学校で収穫体験を実施した。	(ア)多様な担い手の育成のため、あらゆる支援策を図る。 (イ)地域で受け継がれる郷土料理や特産食材の普及を図る。	(ア・イ)随時 (ウ)収穫体験年5回	農林水産課
						(ア)国や県等からの情報や「女性活躍推進法」に関する情報を市の広報紙やホームページ等で発信し、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。 (イ)女性活躍推進法特集ページ「える(ぼし認定)や県ポータルサイト」かがわの女性の輝き応援団」等「かがわ女性キラサボ宣言」を紹介し、イクボスに関する情報を紹介します。 (ウ)「三豊市企業人権・同和推進協議会」や商工会等を通じて、県内で実施される管理職セミナーや研修会などを市内企業に紹介し、事業主の参加を促進します。 (エ)ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるために、市民に向けてセミナーや研修会を開催します。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)女性活躍推進法特集ページ「える(ぼし認定)や県ポータルサイト」かがわの女性の輝き応援団」は閉鎖された。また厚生労働省のホームページに掲載されているイクボスに関する情報を紹介した。 (ウ)県内で実施される管理職セミナーや研修会などを三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて市内事業所に情報発信する。 (エ)セミナーの開催。	(ア)1回以上	○	(ア)国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に配布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。 (イ)女性活躍推進法について、広報みとよ1月号やホームページ等で情報発信した。 (ウ)県内で実施される管理職セミナーや研修会などを三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて市内事業所に情報発信した。 (エ)ワーク・ライフ・バランスをテーマとしたセミナーを開催した。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)女性活躍推進法特集ページ「える(ぼし認定)」を引き続きホームページで紹介する。また厚生労働省のホームページに掲載されているイクボスに関する情報を紹介する。 (ウ)県内で実施される管理職セミナーや研修会などを三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて市内事業所に情報発信する。 (エ)セミナーの開催。	(ア)1回以上 (イ)2回以上 (ウ)1回以上 (エ)1回以上	産業政策課
33	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	(1) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進	ア	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の発信	(ア)国や県等からの情報や「女性活躍推進法」に関する情報を市の広報紙やホームページ等で発信し、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。 (イ)女性活躍推進法特集ページ「える(ぼし認定)や県ポータルサイト」かがわの女性の輝き応援団」等「かがわ女性キラサボ宣言」を紹介し、イクボスに関する情報を紹介します。 (ウ)「三豊市企業人権・同和推進協議会」や商工会等を通じて、県内で実施される管理職セミナーや研修会などを市内企業に紹介し、事業主の参加を促進します。 (エ)ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるために、市民に向けてセミナーや研修会を開催します。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)女性活躍推進法特集ページ「える(ぼし認定)や県ポータルサイト」かがわの女性の輝き応援団」は閉鎖された。また厚生労働省のホームページに掲載されているイクボスに関する情報を紹介した。 (ウ)県内で実施される管理職セミナーや研修会などを三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて市内事業所に情報発信した。 (エ)ワーク・ライフ・バランスをテーマとしたセミナーを開催した。	(ア)2回以上 (イ)1回以上 (ウ)1回以上 (エ)1回以上	○	(ア)国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に配布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。 (イ)女性活躍推進法について、広報みとよ1月号やホームページ等で情報発信した。 (ウ)県内で実施される管理職セミナーや研修会などを三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて市内事業所に情報発信した。 (エ)ワーク・ライフ・バランスをテーマとしたセミナーを開催した。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)女性活躍推進法特集ページ「える(ぼし認定)」を引き続きホームページで紹介する。また厚生労働省のホームページに掲載されているイクボスに関する情報を紹介する。 (ウ)県内で実施される管理職セミナーや研修会などを三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて市内事業所に情報発信する。 (エ)セミナーの開催。	(ア)1回以上 (イ)2回以上 (ウ)1回以上 (エ)1回以上	産業政策課 人権課

No	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課
						具体的内容	具体的目標値	実施状況 (4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値	
34	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	(2) 誰もが働きやすい職場づくり	ア 職業能力開発や就業の支援	(ア)国や県等関係機関が開催する講座や研修会の情報を発信するとともに、市独自で研修会を開催し、女性デジタル人材の育成に努めます。 (イ)市の広報紙やホームページを活用して、国や県等関係機関が開催する講座や「三豊・観音寺市合同就職説明会」「よるず支援三豊サテライト」など、再就職のための研修会の情報を積極的に発信するとともに、「非正規雇用労働者・在宅労働者の労働条件に関する法律や指針」の情報を発信します。 (ウ)ハローワークと連携して「Uターン就活支援WEBセミナー」等を開催するとともに、啓発らしの配布などを活用し、情報発信に努めます。 (エ)「みとよ創業塾」を開催し、創業したい人を支援します。	(ア)国や県等関係機関が開催する講座や研修会の情報を発信する。 (イ)「ウ」国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。 チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (エ)創業塾の開催。	(ア)1回以上 (イ)「ウ」1回以上 (エ)2回 受講者40名以上	○ ○	(ア)国や県等関係機関が開催する講座や研修会の情報を発信した。 (イ)「ウ」三豊・観音寺市合同就職説明会や「よるず支援三豊サテライト」等、再就職に関する情報の積極的な発信に努めるとともに、「非正規雇用労働者・在宅労働者の労働条件に関する法律や指針」について、市HPにて関係情報を掲載した。 (エ)創業塾を年2回開催し、55名の創業支援を実施した。	(ア)国や県等関係機関が開催する講座や研修会の情報を発信する。 (イ)「ウ」国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。 チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (エ)創業塾の開催。	(ア)1回以上 (イ)「ウ」1回以上 (エ)2回 受講者40名以上	人権課 産業政策課
35	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	(2) 誰もが働きやすい職場づくり	イ 労働条件や環境の整備	(ア)市の広報紙やホームページを活用して、国や県等からの情報を発信し、労働に関する相談窓口の周知を図ります。 (イ)「経営者向けセミナー」での資料配布をはじめ「三豊市企業人権・同和推進協議会」や商工会等を通じて、市内企業に対する育児休業や介護休業の取得の促進に向けた「一般事業主行動計画」の策定を促進します。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。 チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)経営者向け女性活躍推進セミナーで資料を配布したり、三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて、市内事業所に「一般事業主行動計画」の策定を促進した。	(ア)1回以上 (イ)3回以上	○ ○	(ア)国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に配布し、併せて市HPにて関係記事に掲載した。 (イ)経営者向け女性活躍推進セミナーで資料を配布する。また、三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて、市内企業に育児休業や介護休業に関する資料配布を行い、「一般事業主行動計画」の策定を促進した。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。 チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)経営者向け女性活躍推進セミナーで資料を配布する。また、三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて、市内事業所に「一般事業主行動計画」の策定に向けた情報発信をする。	(ア)1回以上 (イ)3回以上	産業政策課 人権課
36	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	(3) 仕事と家庭生活の両立に向けた支援の充実	ア 仕事と子育ての両立支援	(ア)「みとよ子育てサポートプラン」に基づき、多様な保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。 (イ)保育参観やお父さん(お母さん)先生に参加しやすい環境を整備するとともに、祖父母などの参加を促進します。またオンラインを活用した授業・保育参観を実施します。	(ア)多様な保育ニーズ等に対応するため、放課後児童クラブや一時預かり等の子育て支援サービスの充実に努める。 (イ)私立保育所等が実施する延長保育事業として継続した事業援助を実施し、他の事業者による延長保育実施の有無を調査・確認するなど、保護者ニーズへの対応及び把握に努める。 (イ)保育参観やお父さん(お母さん)先生について、実施期間や時間、回数などを工夫して参加しやすいものとする。またオンラインによる保育参観も検討する。	— (ア) — (イ) —	◎ △	(ア)働き方が多様化する中、放課後児童クラブの開設時間を令和6年度から平日放課後～18:30、長期休業期間中及び振替休日は7:30～18:30に拡充するための準備を行った。一時預かり事業の土曜日利用ニーズに対応するため、令和6年度から新たに余裕活用型として高瀬町のおひさまランドでの受け入れを開始するための準備を行った。また、豊中町のフレンズについても、令和6年度から隔週で土曜日に受け入れを開始するための準備を行った。 (ア)延長保育事業を実施している事業者には補助金事業として継続した事業援助を実施し、他の事業者による延長保育実施の有無を調査・確認するなど、保護者ニーズへの対応及び把握に努める。 (イ)保育参観や保育体験としてのお父さん(お母さん)先生は、コロナ禍では制限されていたが、以前のように戻りつつある。逆にオンラインでの参観は、必要性が踏まっている。	(ア)多様な保育ニーズ等に対応するため、放課後児童クラブや一時預かり等の子育て支援サービスの充実に努める。 (イ)延長保育事業実施事業者には継続して事業を実施できるよう、引き続き事業援助を進めるとともに、他の事業者が延長保育事業に参加できるよう状況把握に努める。 (イ)保育参観やお父さん(お母さん)先生について、実施期間や時間、回数などを工夫して参加しやすいものとする。	— (ア) — (イ) —	子育て支援課 (社会福祉協議会)
37	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	(3) 仕事と家庭生活の両立に向けた支援の充実	イ 男女が共に介護に参加できる環境づくり	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者やその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、相談支援体制の充実に努めます。 (イ)男女が協力して介護に参加できるよう、家族介護教室の周知や意識啓発を推進します。	(ア)高齢者や家族が介護保険制度や様々な地域資源を活用し安心して暮らせるよう、定期相談や随時相談による温かな対応及び関係機関との連携を図る。 (イ)委託事業所に家族介護教室について、男女問わず参加できるように周知したり、介護者同士との交流ができるような内容で行うよう依頼したりする。 介護支援専門員を通じて、介護者に意識啓発を行う。	(ア)高齢者相談 延べ2,500件 (イ)家族介護教室参加者数8回 延べ100人	○	高齢者相談 延人数3,616人 家族介護教室 参加者数3回 延30人 (ア)警察署・地区民生委員などの関係機関と連携し、情報共有を図りながらケース対応を行っている。相談内容は介護の問題だけでなく、同住家族の経済的な問題など内容が複雑化している。定期相談について広報や防災無線等でも周知した。 (イ)3事業所に委託。参加者のほとんどが利用している介護サービス事業所からの周知によるもので、一部は広報やLINEを見ての参加だった。年齢層は30歳代から80歳代と幅広く、介護対象はパートナー、親と、それぞれ異なるが、「他の家族の意見や交流が良かった」といった意見があった。また、介護支援専門員を通じて、家族介護教室を周知した。	(ア)広報紙、ホームページにて相談窓口に関する周知を行う。 (イ)委託事業所に家族介護教室について、年齢男女問わず参加できるよう周知したり、介護者同士の交流を通して悩みを共有し、安心できる場の一つとして実施できるよう依頼する。 介護支援専門員を通じて、介護者に意識啓発を行う。	(ア)高齢者相談 延べ2,550件 (イ)家族介護教室参加者数8回 延べ100人	介護保険課
38	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点	(3) 仕事と家庭生活の両立に向けた支援の充実	ウ 男性的家事への参画促進	(ア)生活習慣病予防等の講習会を実施し、料理の作り方や食生活の改善点を学べる機会を提供します。	(ア)地区社会福祉協議会の開催する男性料理教室に食生活改善推進員が参加して、男性へ料理の作り方などを指導する。	(ア)10回	○	(ア)・フレイル予防等、あらゆる世代への講習会の実施。 ・食生活改善推進員が食生活改善推進員養成講座受講を呼びかける。受講後、三豊市食生活改善推進協議会に入会勧誘。 ・男性料理教室を10回開催 118人参加	(ア)食生活改善推進員が支部活動や地区社会福祉協議会の開催する男性料理教室に協力し、男性へ料理の作り方などを指導する。	(ア)10回	健康課 (社会福祉協議会)

No	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名		取組内容	令和5年度の内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の内容・目標値		担当課
				No			具体的内容	具体的目標値	実施状況 (4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値	
39	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	7	地域における女性活躍の場の拡大	(1)	ア	地域における女性参画の推進	(ア)市と自治会は、まちづくりにおける重要かつ対等なパートナーとして、自治会から自治会運営について相談があった際には、対等な立場から可能な助言を行う。	—	○	(ア)自治会退会後の生活相談、自治会運営に伴う自治会内のトラブル対応、自治会集会所用地の滞風処理等、対等な立場で適切な助言や事務処理を行った。	(ア)自治会と市は、互いに自立した立場を取りつつ、対等なパートナーとして住民の生活向上と地域の発展、よりよい地域環境の構築のため協力することが重要であることから、適宜必要な助言を行うよう努める。	—	総務課
							(イ)「かがわ男女共同参画推進員」に、男女共同参画事業への積極的な参加を呼び掛けます。	(ア)窓口へリーフレット設置、地域活動団体(各町まちづくり推進隊)への啓発リーフレットやグッズを配布。	○	(ア)配布地域活動団体(各町まちづくり推進隊)7団体	(ア)窓口へリーフレット設置、地域活動団体(各町まちづくり推進隊)への啓発リーフレットやグッズ配布。	(ア)配布地域活動団体(各町まちづくり推進隊)7団体	地域戦略課
							(イ)推進員の男女共同参画事業への参加を呼びかける。	(イ)参加率70%	◎	(イ)かがわ男女共同参画推進員は、男女共同参画推進ネットワーク会議の幹事として会員とともに各種活動を実施した。(参加率97.9%)	(イ)推進員の男女共同参画事業への参加を呼びかける。	(イ)参加率70%	人権課
40	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	7	地域における女性活躍の場の拡大	(1)	イ	女性による地域経済活性化の推進	(ア)事業者交流会やヒアリングで女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かします。	(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かす。	○	(ア)観光交流局と連携した事業者交流会において、女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かした。	(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かす。	(ア)1回以上	産業政策課
							(イ)歴史探訪や文化講座など、女性を対象にした公民館の講座の充実を図るとともに、交流の場として活用します。	(イ)女性対象の歴史・文化等に関する公民館講座の開催。	○	(イ)公民館活動の中で年間を通じて女性を対象とした様々な講座の企画・運営が行えた。	(イ)女性対象の歴史・文化等に関する公民館講座の開催。	(イ)2回以上	生涯学習課
41	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	7	地域における女性活躍の場の拡大	(2)	ア	男女共同参画の観点に立つ防災体制の確立	(ア)災害発生時の相談窓口に女性職員を配置し、女性への配慮を図ります。 (イ)自主防災組織に女性役員の登用を促進し、男女共同参画の観点を取り入れた地域防災体制の整備を促進します。 (ウ)各種訓練への参加など女性消防団による活動を促進し、市民の防災意識の向上に努めます。 (エ)市防災会議委員における女性委員の割合を増やし、防災に関する政策・方針決定過程や防災現場における女性の参画を促進します。	(ア)災害発生時の相談窓口女性職員を配置する。 (イ)自主防災組織結成時に女性職員の登用を周知する。 (ウ)各種訓練等に参加し、防災啓発を行う。 (エ)市防災会議委員に女性を委嘱する。	○	(ア)支所災害対策本部の住民係において、女性職員を配置している。 (イ)自主防災組織結成時や役員改選時に女性職員の登用を促した。 (ウ)自主防災組織の訓練等(4回)に参加し、市民等への防災意識の向上に努めた。 (エ)市防災会議委員に女性を委嘱し、地域防災計画等の策定に女性の視点による意見をいただいた。(女性委員の割合:31.25%)	(ア)災害発生時の相談窓口に女性職員を配置する。 (イ)自主防災組織結成時に女性職員の登用を周知する。 (ウ)各種訓練等に参加し、防災啓発を行う。 (エ)市防災会議委員に女性を委嘱する。	(ア)— (イ)50% (ウ)2回 (エ)30%	危機管理課
42	Ⅳ 自立の支援	8	地域共生社会を目指すまちづくり	(1)	ア	高齢者福祉施策の推進	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと暮らせることができるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化と推進を図ります。 (イ)介護保険サービス及び多様な高齢者福祉サービスの適切な提供により、介護する家族の負担の軽減を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進に努めます。	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きらり教室、みとよ元氣運動塾を実施。参加者の募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図る。 (イ)委託事業所に家族介護教室について、男女問わず参加できるように周知したり、介護者同士の交流ができるような内容で行うよう依頼したりする。 (イ)家族介護教室参加者数8回延べ100人	△	(ア)令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5期に移行したことに伴い、参加人数は令和4年度に比べて増加し、コロナ前の状況に戻りつつある。広報での周知やチラシの配布により、普及啓発を図った。 (イ)3事業所に委託。参加者のほとんどが利用している介護サービス事業所からの周知によるもので、一部は広報やLINEを見ての参加だった。年齢層は30歳代から80歳代と幅広く、介護対象はパート・フリーと、それぞれ異なるが、「他の家族の意見や交流が良かった」といった意見があり、家族の精神的な負担軽減につながった。	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きらり教室、みとよ元氣運動塾を実施する。参加者の募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図る。 (イ)委託事業所に家族介護教室について、年齢男女問わず参加できるように周知したり、介護者同士の交流を通して悩みを共有し、安心できる場の一つとして実施できるよう依頼する。 (イ)家族介護教室参加者数8回延べ100人	(ア)脳きらり教室延べ人数1,510人 みとよ元氣運動塾延べ2,200人	介護保険課
43	Ⅳ 自立の支援	8	地域共生社会を目指すまちづくり	(1)	イ	障害者福祉の推進	(ア)「三豊市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、多様な障害福祉サービスの適切な提供による自立支援をはじめ、障害者の就労支援や社会参加の促進を図るなど、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で共に暮らす「地域共生社会」の構築を目指します。	(ア)「三豊市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」が令和5年度末をもってその期間が満了することから、制度の変更や法律の改正等に対応した新たな「三豊市障害者計画(第6期)・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)」を策定する。	○	(ア)計画策定、策定委員会を4回実施し、「三豊市障害者計画(第6期)・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)」を策定した。視覚に障がいのある人にも周知できるよう音声コード対応とした。	(ア)計画を効果的に推進するため、成果目標等に関する実績調査を行う。	(ア)年1回	福祉課
44	Ⅳ 自立の支援	8	地域共生社会を目指すまちづくり	(1)	ウ	福祉に配慮した施設的设计	(ア)公共施設を対象とした、高齢者や障害者に優しい施設的设计についての審査・指導を行います。	(ア)高齢者や障害者に優しい施設的设计についての審査・指導。	◎	(ア)高齢者や障害者に優しい施設的设计についての審査・指導実施件数:10件 豊中小学校(仮称)新築工事実施設計業務 大浜地区コミュニティセンター新築工事 他	(ア)高齢者や障害者に優しい施設的设计についての審査・指導	(ア)9件	建築住宅課

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課
						具体的内容	具体的目標値	実施状況 (4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値	
					(ア)「三豊市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、健康づくりの情報提供や相談窓口の充実、各種健康調査の内容の充実など、ライフステージに応じた心と身体の健康づくりを推進します。 (イ)スポーツ推進員の委員や役員における女性の割合を増やすとともに、会合や行事、研修への女性の積極的な参加を促進します。	(ア)①各地区健康相談の実施。 ②健康診査(特定、若年)の実施。 ③女性がん検診の休日検診実施。 ④女性がん検診会場での託児。 ⑤歯と口の健康フェスタなどイベントでの健康づくりに関する情報発信。 ⑥女性の健康に関する普及啓発。(健康教育・乳幼児健診にて女性がん検診の受診勧奨)	(ア)①80回 ②受診率(特定:45%、若年:20%) ③3回 ④4回 ⑤2回 ⑥健康教育4回・受診勧奨約600名	◎	(ア)①83回 ②受診率(特定:46.4%(速報値)、若年:20.0%) ③3回 ④4回 ⑤4回 ⑥健康教育2回・受診勧奨1661名(延べ) 乳幼児健診の場での啓発 1221名	(ア)①各地区健康相談の実施。 ②健康診査(特定、若年)の実施。 ③女性がん検診の休日検診実施。 ④女性がん検診会場での託児。 ⑤歯と口の健康フェスタなどイベントでの健康づくりに関する情報発信。 ⑥女性の健康に関する普及啓発。(健康教育・女性がん検診の受診勧奨) ⑦薬物やアルコール、たばこが健康に及ぼす影響についての周知。	(ア)①80回 ②受診率(特定:46.0%、若年:20.0%) ③3回 ④4回 ⑤2回 ⑥健康教育4回・受診勧奨約1500名 ⑦1回以上	健康課
49	Ⅳ 自立の支援	9 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	ア 生涯を通じた男女の健康支援	(イ)スポーツ推進員の委員や役員における女性の割合を増やすとともに、会合や行事、研修への女性の積極的な参加を促進します。	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きり教室、みとよ元氣運動塾を実施。参加者の募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図る。	(ア)脳きり教室 延べ人数1,510人 みとよ元氣運動塾 延べ2,200人	△	(ア)令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、参加人数は令和4年度に比べて増加し、コロナ前の状況に戻りつつある。広報紙での周知やチラシを配布し、周知啓発を図った。	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きり教室、みとよ元氣運動塾を実施する。参加者の募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図る。	(ア)脳きり教室 延べ人数1,510人 みとよ元氣運動塾 延べ2,200人	介護保険課
						(イ)県や三豊市で開催している障害のある人のスポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進する。		○	(イ)県障害者スポーツ大会(9月開催)、市障害者スポーツ大会(10月開催)への参加を促進した。 また、(社法)かがわ総合リハビリテーション事業団に委託し、障害者スポーツ・レクリエーション教室を開催した。	(イ)県や三豊市で開催している障害のある人のスポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進する。		福祉課
					(イ)女性委員の研修参加回数		(イ)年1回以上	○	(イ)研修年4回(参加者:延べ29人) 行事年6回(参加者:延べ35人)	(イ)女性委員の会合や行事、研修への積極的な参加を促進する。	(イ)参加者延65人以上	スポーツ振興課
50	Ⅳ 自立の支援	9 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	イ 性と生殖に関する権利の確立	(ア)学校だより等を活用して、学校での取組を発信します。また養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談活動を推進するとともに、必要に応じて相談機関につなぎます。 (イ)「生命と性」に携わる職に就く人を特別講師に招いた講演会や養護教諭による性教育の授業を実施します。	(ア)授業での取組や児童生徒の感想等を学校だより等で発信する。養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談活動を実施し、必要に応じて関係機関につなぐなど、チームで対応する。 (イ)学級担任や養護教諭による授業や、県の事業を活用した「いのちの先生」の授業など、「生命と性」に関する教育を実施する。	(ア)年間を通して実施 (イ)年1回以上	○	(ア)学校だより等を活用し、学校での取組を発信した。また、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談活動を推進し、必要に応じて関係機関につなぐことができた。 (イ)県事業「いのちのせんせい」を活用し、「生命と性」に携わる人を講師として招き、講演会を行ったり、学級担任・養護教諭が性教育の授業を実施したりした。	(ア)授業での取り組みを家庭に発信するとともに、教育相談活動を充実させる。また、必要に応じて関係機関との連携を図る。 (イ)県事業「いのちのせんせい」の授業を通して、「生命と性」に関する教育を実施する。	(ア)年間を通して実施 (イ)年1回以上	学校教育課
51	Ⅳ 自立の支援	9 生涯にわたる健康づくりへの支援	(2) 妊娠から子育てへの切れ目のない支援の充実	ア 母子保健の充実	(ア)「みとよ すぐく子育てサポートプラン」に基づき、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組みます。 (イ)母子手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実にも努めます。 (ウ)乳幼児全戸訪問時に全産婦に受胎調節についての説明を行い、女性の主体的な避妊や性感染症予防に関する正しい知識の啓発を推進する。相談機関のPR、事業の周知のために広報・HPへ事業詳細を掲載する。 (エ)市の広報紙やホームページを活用して、不妊治療に関する事業や相談機関を周知します。 (オ)配偶者(パートナー)と共に参加できる母子保健事業を推進します。	(ア)「みとよ すぐく子育てサポートプラン」に基づき、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組み。 (イ)母子手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実を図っている。 (ウ)乳幼児全戸訪問時に全産婦に受胎調節についての説明を行い、女性の主体的な避妊や性感染症予防に関する正しい知識の啓発を推進する。相談機関のPR、事業の周知のために広報・HPへ事業詳細を掲載する。 (エ)市広報みとよR.3月号に不妊治療費の助成事業について掲載した。HPにも不妊治療費助成事業、相談機関について掲載し、周知に努めている。また県内の特定不妊治療実施医療機関に市の助成事業のチラシを送付し、対象者への配布を依頼している。 (オ)妊娠20週以上の妊婦とその配偶者(パートナー)を対象に子育てスタートアップ講座を開催した。助産師による妊娠中～産後の心身の安らぎについての講話や赤ちゃんとの暮らしをイメージできるようにグループワークを行うことで、夫婦で産後の生活のイメージを共有してもらうことができた。また、パートナーシップについて当事者が考えるよい機会となっている。	(イ・ウ)300件 (オ)3回/年	○	(ア)妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組み。妊娠期間には妊娠8か月相談を実施することで、保健師が出産前から関わることができ、出産に向けて具体的に相談に乗ることができ、出産後も子育て期にスムーズに支援ができるようになってきている。 (イ)母子手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実を図っている。 (ウ)乳幼児全戸訪問時に全産婦に受胎調節についての説明を行い、女性の主体的な避妊や性感染症予防に関する正しい知識の啓発を行った。 (エ)広報みとよR.3月号に不妊治療費の助成事業について掲載した。HPにも不妊治療費助成事業、相談機関について掲載し、周知に努めている。また県内の特定不妊治療実施医療機関に市の助成事業のチラシを送付し、対象者への配布を依頼している。 (オ)妊娠20週以上の妊婦とその配偶者(パートナー)を対象に子育てスタートアップ講座を開催した。助産師による妊娠中～産後の心身の安らぎについての講話や赤ちゃんとの暮らしをイメージできるようにグループワークを行うことで、夫婦で産後の生活のイメージを共有してもらうことができた。また、パートナーシップについて当事者が考えるよい機会となっている。	(ア)こども家庭センターを設置し、「みとよすぐく子育てサポートプランⅡ」に基づき、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組み。 (イ)母子手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実にも努める。 (ウ)乳幼児全戸訪問時に全産婦に受胎調節についての説明を行う。また、HP等で性感染症予防に関する正しい知識の啓発を行う。 (エ)不妊治療費の助成事業について市広報紙及びHPに引き続き掲載したり、県内の特定不妊治療実施医療機関に市の助成事業のチラシを送付し、不妊治療に関する事業や相談機関を周知する。 (オ)配偶者(パートナー)と共に参加できる母子保健事業を推進する。	(イ・ウ)280件/年 (オ)4回/年	子育て支援課